

# 吉川元農水相に有罪

東京地裁 鶏卵大手の500万円は賄賂



吉川貴盛  
元農林水産相

取りました。

農林水産相在任中に鶏卵業者から現金計300万円を受け取ったとして收賄罪を受したと認定。「農林水産行政全体の公正さと悪影響を及ぼす危険性の高さ」で吉川貴盛被告(51)の判決が26日、東京地裁であり執行猶予4年、邊徴金100万円(余刑猶予2年6か月、罰金を主張)でした。向井齊津子裁判長

は「職務に関連して賄賂を收受した」と認定。「農林水産行政全体の公正さと悪影響の認識」で吉川被告は島県福山市の秋田耕輔前代表(38)に贈賄などで有罪はなく政治献金だとして無効化され、確定から東京都内のホテルで現金200万円を受け取りました。

19年3月26日には大同審

で現金200万円、同年8月22日にも大同審で現金100万円を授受しました。

判決は、吉川被告が農水相の職務に関連する何らかの期待が込められた現金だと容易に想像できただとして、賄賂の趣旨について認識を有していた」と結論づけました。

向井裁判長は、吉川被告が政治資金規正法に抵触しないで現金を受け取ったとし、「利欲的犯行」で「用事責任は盡く」と強調。一方で「自分の金錢を求めるよう仕向けて一切なかった」などとして執行猶予つきの判決としました。

その結果、同省の担当者と養鶏業者の意見交換会や、国會議員の参加による緊急懇談会議が実現。吉川被告が秋田前代表の期待に応じて「便宜を図った」と指摘しました。

日本養鶏協会の副会長を務めた秋田前代表は当時、吉川被告や農林水産省に何度も要望しました。